令和　　年　　月　　日議決・専決	令和　６年　４月　１日施行
令和　６年　３月２９日公布	令和　　年　　月　　日適用
佐用町告示第　　　号	
令和６年佐用町要綱第１９号	

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱をここに公布する。

令和　６年　３月２９日

佐用町長　　庵　逧　典　章

佐用町要綱第１９号

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱の一部を改正する要綱

佐用町企画・まちづくり関係補助金等交付要綱（平成31年佐用町要綱第23号）の一部を次のように改正する。

第２条中「別表８」を「別表９」に改める。

別表４を次のように改める。

別表４（第２条関係）　削除

別表８の次に次の１表を加える。

別表９（第２条関係）

佐用町若者グループ応援助成事業

補助事業名	佐用町若者グループ応援助成事業
補助事業の目的	次世代を担う若者や子供たちが佐用町に誇りと愛着を持ち、地域のために貢献できる取組を支援する。
補助事業の対象となるもの	今後目指す持続可能な地域の実現に向けて、地域の課題解決や活力向上に結び付く事業を対象とする。ただし、交付対象とするのは、１団体につき年１回とする。
	１　一般枠 （１）　団体の代表者が50歳以下の者であること。 （２）　団体は３名以上で構成されていること。 （３）　団体構成員の過半数が50歳以下の者で構成されていること。 （４）　営利、政治、宗教的な活動でないこと。 ２　学生枠 （１）　団体の代表者が学校教育法で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、大学院、専修学校及び各種学校に在学する者で、50歳以下の者であること。 （２）　団体は３名以上で構成されていること。 （３）　団体構成員の過半数が学校教育法で定める小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校、大学院、専修学校及び各種学校に在学する者で、50歳以下の者で構成されていること。 （４）　営利、政治、宗教的な活動でないこと。
補助事業の	まちづくり事業に要する経費であって、次に掲げるものとす

対象となる経費	る。 （１）　消耗品費 （２）　印刷製本費 （３）　通信運搬費 （４）　使用料及び賃借料 （５）　委託料 （６）　費用弁償 （７）　その他町長が特に必要と認める経費
補助金の額	１　一般枠 　補助対象経費を合算して得た額の範囲内で、上限25万円（ただし、補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし予算の範囲内で補助する。 ２　学生枠 　補助対象経費を合算して得た額の範囲内で、上限10万円（ただし、補助金額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とし予算の範囲内で補助する。

別に定める事項

関係条項	内容
第３条	（添付書類）事業実施の概要
	（指定期日）原則として事業着手の30日前までに提出
第５条第１項	（軽微な経費配分の変更）経費区分の新設又は廃止以外の変更、経費区分相互間において30％未満の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
	（軽微な事業内容の変更）事業区分の新設又は廃止以外の変更、及び補助金交付決定時に付した条件以外の変更
第６条第１項	（添付書類）交付申請の添付書類に準ずる。
	（指定期日）変更を必要とする場合速やかに
	（軽微な変更）30％未満の減額の変更
第８条	（添付書類）交付申請の添付書類に準ずる。

	（指定期日）翌年度の４月10日まで
第16条第１項	（処分制限期間）「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号）に定める期間

附　則

この要綱は、令和６年４月１日から施行する。